

6. 提出書類

番号	書類の名称	提出	備考
1	指名競争入札（見積） 参加資格審査申請書	○	【様式第1号】
2	指名競争入札（見積） 参加資格審査調書	○	【様式第2号】
3	使用印鑑届	○	【様式第3号】
4	登記事項証明書	○	（履歴事項全部証明書） (写し可)
5	納税（完納）証明書 （現在までに未納の税額がない ことが証明できる書類） ・市税については、原則、滞納 のない証明書。	○	①市税 ・所在地 市区町村長発行のもの (写し可) ※委任により営業所等で登録する（上記4の委任状 を提出する業者）場合は、本社及び営業所分の証明 が必要です。 ②消費税及び地方消費税 ・所轄の税務署で発行のもの (写し可) （その3の3又はその3） ※消費税及び地方消費税の交付請求書は、 国税庁ホームページよりダウンロード可能です。
6	財務諸表	○	直近の決算報告書 (写し可)
7	委任状	△	【様式第4号】
8	誓約書	○	【様式第5号】
9	技術者経歴書	△	【様式第6号】
10	営業等に必要の許認可書	○	(写し可)
11	その他必要な書類	△	会社案内（パンフレット）等

注) ○印は全業者提出 △印は必要な業者のみ提出

7. 提出書類の記載要領

(1) 指名競争入札（見積）参加資格審査申請書【様式第1号】

申請者氏名は、登記事項証明書に登載された代表権を有する者です。

ア. 申請業務種目

入札に参加を希望する業務に○印を記入してください。（複数選択可）

(2) 指名競争入札（見積）参加資格審査調書【様式第2号】

ア. 申請者

申請者【様式第1号】の要領で記入してください。

イ. 委任代理人

代理人（支店長、営業所長、出張所長等）で当市と取引及び契約をする場合に記入してください。（本社代表者と直接契約を行う場合は記入しないこと。）

※実体のない架空の営業所等では、登録できません。

ウ. 審査事項

- ・①と④は令和5年1月1日現在で記入してください。
- ・②と③は直近の決算書から転記して記入してください。

エ. 業務種目別実績調書

入札に参加を希望する業務で、過去2年間の主な実績を記入してください。

(3) 使用印鑑届【様式第3号】

- ・使用印鑑は通常取引(見積書、契約書、請求書等)に使用する印鑑を届出てください。
- ・委任代理人で本市と取引する場合は、委任代理人が通常取引に使用する印鑑を届出てください。

(4) 登記事項証明書

- ・履歴事項全部証明書(法務局で発行のもの(写し可))

(5) 市税及び消費税納税(完納)証明書(市区町村長及び税務署発行のもの(写し可))

○市税 「滞納のない証明書」(日田市税務課発行)

※ 市税の証明は、委任により営業所等で登録する場合は、本社及び営業所所在地の市区町村の滞納のない証明を提出してください。

○消費税及地方消費税(所轄税務署) 法人…「その3の3」。「その3」でも可

(6) 財務諸表

直近の決算報告書を提出してください(写し可)

(7) 委任状【様式第4号】

本市との取引を委任代理人(支店長、営業所長、出張所長等)に行わせる場合は提出してください。

(8) 誓約書【様式第5号】

日田市暴力団排除条例に基づき、行政事務全般から暴力団を排除するため、申請者に暴力団等ではない旨の誓約をお願いしています。申請者が誓約ください。(様式第1号の申請者と同じです)

(9) 技術者経歴書【様式第6号】

営業に関し、官公庁の許認可、資格等が必要な業種は提出してください(写し可)。

(10) 営業等に必要な許認可書

営業に関し、官公庁の許認可・資格等が必要な業種で、該当する場合は提出してください。(写し可)

【営業等に必要な許認可書の参考例】

営業種目	営業等に必要な資格証明・許認可等の例
庁舎清掃	・建築物清掃業登録証明書
一般廃棄物収集	・業務許可証（一般廃棄物処理業に関する日田市の許可証）…必須
浄化槽施設 維持管理	・業務許可証（浄化槽汚泥の収集・運搬に関する日田市の許可証）…必須 ・業務許可証（浄化槽清掃業に関する日田市の許可証）…必須 ・浄化槽保守点検業者登録票 …必須
警 備	・警備業認定証（都道府県公安委員会の認定証） …必須 ・警備員指導教育責任者資格者証 …必須 ・機械警備業務開始届出書 …必須
消防設備 保守点検	・消防設備士または消防設備点検資格者証 …必須
自家用電気 工作物保安管理	・電気主任技術者免状 …必須
市庁舎・別館 設備管理保守点検	<庁舎等設備管理保守点検の業務遂行に必要となるもの> ・建築物環境衛生管理技術者免状 ・電気工事士免状 ・電気主任技術者免状 ・危険物取扱者免状 ・ボイラー技士 等

(11) その他必要な書類

会社の事業内容がわかるパンフレット等がありましたら添付してください。

※その他

- ・登記事項証明書(履歴事項全部証明書)、市税並びに消費税及び地方消費税の納税（完納）証明書等は、**令和4年12月1日以降発行のもの**を添付してください。
- ・書類は楷書で記入、インク・ボールペン等は黒を使用してください。
- ・申請事項の訂正は、2本線で消して訂正印を押印してください。修正液等は不可。
- ・ファイル綴じ不要です。提出書類は環境に配慮し、できる限り両面印刷をお願いします。
- ・「提出書類の記載要領」を熟読し、記入漏れや添付書類の不備がないようにお願いします。また、不備書類の提出が提出期限を過ぎた場合は認定できませんので、出来る限り早めの提出をお願いします。
- ・実体のない架空の営業所等では、登録できません。実際に営業活動が行われていない場合は、事実確認のうえ、登録除外をすることがあります。

(参考)

◎地方自治法施行令【抜粋】

(一般競争入札の参加者の資格)

第167条の4 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第三十二条第一項各号に掲げる者

2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

- 一 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
- 二 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
- 三 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
- 四 地方自治法第二百三十四条の二第一項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
- 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。
- 六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行ったとき。
- 七 この項(この号を除く。)の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

◎暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律【抜粋】

(定義)

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 暴力的不法行為等 別表に掲げる罪のうち国家公安委員会規則で定めるものに当たる違法な行為をいう。
- 二 暴力団 その団体の構成員(その団体の構成団体の構成員を含む。)が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいう。
- 三 指定暴力団 次条の規定により指定された暴力団をいう。
- 四 指定暴力団連合 第四条の規定により指定された暴力団をいう。
- 五 指定暴力団等 指定暴力団又は指定暴力団連合をいう。
- 六 暴力団員 暴力団の構成員をいう。
- 七 暴力的要求行為 第九条の規定に違反する行為をいう。
- 八 準暴力的要求行為 一の指定暴力団等の暴力団員以外の者が当該指定暴力団等又はその第九条に規定する系列上位指定暴力団等の威力を示して同条各号に掲げる行為をすることをいう。